

(目的)

第1条 この要項は、名城大学（以下「本大学」という。）で研究をしようとする者（以下「研究員」という。）の受入れについて定めることを目的とする。

(資格)

第2条 研究員の資格は、本大学の助手以上に相当する者でなければならない。

(研究員の種類)

第3条 本大学で受け入れる研究員は、本大学の専任の教授、准教授、助教又は講師（以下「教員」という。）の指導を受けて研究を行う者（以下「研究指導研究員」という。）、本大学の教員と共同研究を行う者（以下「共同研究研究員」という。）及び名城大学総合研究所で研究課題及び研究組織を募集して行う共同研究の研究員（以下「総合研究所研究員」という。）とする。

(研究期間)

第4条 研究員の研究期間は、次の各号に定める期間とする。

(1) 研究指導研究員及び共同研究研究員は、3月以上1年以内とする。ただし、2年を超えない範囲で研究期間を延長することができる。

(2) 総合研究所研究員は、共同研究の期間とする。

(手続)

第5条 研究員を希望する者は、指導を受ける教員又は共同研究を行う教員（以下「指導教員等」という。）の承諾を得て、次の各号に定める所定の手続きを行わなければならない。

(1) 研究指導研究員及び共同研究研究員は、所定の研究員申請書に研究計画書、履歴書、所属の大学等の長の受入依頼書、写真2枚、指導教員等の承諾書及びその他必要な書類を添えて、学長に申請しなければならない。

(2) 総合研究所研究員は、共同研究の代表者から、教員の所属の長を経て、研究申請書が提出されたときは、研究員の申請があったものとみなす。

(決定及び通知)

第6条 学長は、前条の申請があった場合は、次の各号に定める手続きを経て、受入れを決定し、所属の大学等の長及び本人にその旨を通知する。

(1) 研究指導研究員及び共同研究研究員は、前条の承諾をした教員の所属の長を経ることとする。

(2) 総合研究所研究員の受け入れ決定は、総合研究所運営委員会の議を経ることとする。

(研究期間の延長等)

第7条 研究員が研究その他やむを得ない事情によって研究期間の延長又は中断をしようとする場合は、所定の書類により、学長に申請しなければならない。

② 前項の申請があった場合の手続については、前条の規定を準用する。

(研究費)

第8条 研究員には、特別の場合を除き、研究費を支給しない。

(諸規定等の遵守)

第9条 研究員は、本大学の諸規定を遵守しなければならない。

(研究員の取消)

第10条 研究員として研究を遂行する見込みがないと認める場合その他不相当と認める行為があったときは、学長は、これを取り消すことができる。

② 前項の規定により研究員を取り消す場合の手続については、第6条の規定を準用する。

(事務)

第11条 研究員に係る事務は、学術研究支援センターが分掌する。

(補則)

第12条 この要項の施行に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

① この要項は、平成19年4月1日から施行する。

② 第3条に規定する専任の教員として、当分の間、助教授を含むことができるものとする。

附 則

この要項は、平成30年1月13日から施行する。